

# 青森県報

第三千八百五十九号

平成二十六年  
六月二十三日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による医療機関の指定.....	(健康福祉課).....	一
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出.....	(同).....	一
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定.....	(同).....	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出.....	(同).....	二
身体障害者福祉法による医師の指定.....	(障害福祉課).....	二
公 告		
青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表.....	(水産振興課).....	三
建設業者の許可の取消し.....	(三八地域局).....	五
出先機関		
土地改良区の役員の就任及び退任.....	(三八地域局).....	五
土地改良区の定款変更の認可.....	(同).....	六

## 告

## 示

### 青森県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指 定 日
十和田北クリニック	十和田市元町東五丁目八の五四	平成 六・五 一
岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	〃
花田医院	平川市尾上字栄松二八六	〃
遠藤歯科	弘前市大字代官町七五の一	〃
うとつ調剤薬局	五所川原市旭町六七の二	平成 六・四 一
川原店		
岡三沢薬局	三沢市緑町一丁目三の九	平成 六・五 一

### 青森県告示第五百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変 更 日
変更前	サカ工業局新西北	五所川原市字川端町二の八	平成 六・四 一
変更後	サカ工業局西北		

青森県告示第五百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	年指月日定
十和田北クリニック	十和田市元町東五丁目八の五四	平成 二六・五 一
岡三沢診療所	三沢市緑町一丁目二の五	"
花田医院	平川市尾上字栄松二八六	"
遠藤歯科	弘前市大字代官町七五の一	"
うとう調剤薬局	五所川原市旭町六七の二	二六・四 一
川原店		二六・五 一
岡三沢薬局	三沢市緑町一丁目三の九	

青森県告示第五百七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	年指月日定
変更前	サカ工業局新西北	五所川原市字川端町一の八	平成 二六・四 一
変更後	サカ工業局西北		

青森県告示第五百八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	年指月日定
丸山 将輝	公立七戸病院 上北郡七戸町 字影津内九八 の一	外科（直腸機能障 害、小腸機能障 害）	平成二六・七 一
田中 利弘	弘前大学医学 部附属病院 弘前市大字本 町五三	整形外科（肢体不 自由）	"
上里 涼子	弘前大学医学 部附属病院 弘前市大字本 町五三	整形外科（肢体不 自由）	"
板橋 泰斗	弘前大学医学 部附属病院 弘前市大字本 町五三	整形外科（肢体不 自由）	"
池永 照史 郎一期	三沢市立三沢 病院 三沢市大字三 沢字堀口一六 四の六五	外科（ぼうこう機 能障害、直腸機能 障害、小腸機能障 害）	"

公

告

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十六年一月十四日公表）の全部を次のとおり変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により公表する。

平成二十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、平成23年において、生産量が16万トンで全国第7位、生産額が446億円で全国第8位と全国でも上位の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。  
このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の漁場が形成されている。  
一方で、本県海域の海洋生物資源については、一部で低水準、減少傾向にある。  
今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚ひらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の本県の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成25年4月～平成26年3月	若干
まあじ	平成25年1月～12月	若干
まいわし	平成25年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成25年7月～平成26年6月	若干
するめいか	平成25年1月～12月	若干

2 第1種特定海洋生物資源の平成26年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	知事管理量
すけとうだら	平成26年4月～平成27年3月	若干
まあじ	平成26年1月～12月	若干
まいわし	平成26年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成26年7月～平成27年6月	若干
するめいか	平成26年4月～平成27年3月	若干

(注) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去(平成20年～22年(するめいかについては平成21年～23年)。以下同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理を必要がない。

(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まいわし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【するめいか】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成26年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	小型機船底びき網漁業(うち手繰り網漁業(うち手繰り第1種漁業))	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成26年5月1日から平成26年6月30日まで	388

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰り第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成26年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海域	期間	漁獲努力量(隻日)
さめがれい	機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)	青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面	平成26年5月1日から平成26年6月30日まで	388

(注) 機船手繰り網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づき資源管理措置の着実な実施を推進する。

また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報の確実な把握とともに、資源に関する調査・研究の充実強化を進めることとする。

2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十六年六月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ランディック
- 二 代表者の氏名 若宮 岩男
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館二丁目二の二一
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二五)第七九九七号
- 五 取消年月日 平成二十六年五月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可 取消しに係る建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十六年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の内任及び退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、浅水七崎土地改良区から、次のとおり役員の内任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十六年六月二十三日

三八地域農民間長 中 嶋 和 行

役員の内任及び退任の年月日	所	住	氏 名	区 別
	中 嶋 和 行			

理事	下田 常春	八戸市大字豊崎町字上七崎一九	平成 二六・四・一就任
理事	江戸正治郎	三戸郡五戸町大字浅水字浅水一四八	"
理事	嶋森 一志	八戸市大字豊崎町字下永福寺三一の一	"
理事	小澤 正人	三戸郡五戸町大字扇田字扇田一〇五の五	"
理事	佐川 秀清	" 大字浅水字川向二八の三	"
理事	久保杉謹司郎	八戸市大字豊崎町字上永福寺一五	"
理事	中村 明人	" 字下七崎四一の一	"
理事	赤坂 峯輝	" 字長窪二五の一	"
理事	中川原 經	三戸郡五戸町大字扇田字寺沢三五の一	"
理事	赤坂 峯輝	" 字長窪二五の一	"
理事	中川原 經	三戸郡五戸町大字扇田字寺沢三五の一	"
理事	小泉 伊吾右衛門	八戸市大字豊崎町字下七崎四六	"
理事	安ヶ平孝志	三戸郡五戸町大字豊間内字上谷地二一の二	"
理事	工藤 美登	八戸市大字豊崎町字下永福寺一七の一	"
理事	田村 英世	三戸郡五戸町大字浅水字浅水一四八	二六・三・三退任
理事	下田 常春	" 字上七崎一九	"
理事	江戸正治郎	八戸市大字豊崎町字下永福寺三一の一	"
理事	嶋森 一志	三戸郡五戸町大字扇田字扇田一〇五の五	"
理事	小澤 正人	" 大字浅水字川向二八の三	"
理事	佐川 秀清	八戸市大字豊崎町字上永福寺一五	"
理事	久保杉謹司郎	" 字下七崎四一の一	"
理事	中村 明人	" 字長窪二五の一	"
理事	赤坂 峯輝	三戸郡五戸町大字扇田字寺沢三五の一	"
理事	中川原 經	" 大字豊間内字岩ノ脇八	"
理事	種市 聰	八戸市大字豊崎町字下七崎四六	"
理事	安ヶ平孝志	三戸郡五戸町大字豊間内字上谷地二一の二	"
理事	工藤 美登	八戸市大字豊崎町字下永福寺一七の一	"
理事	田村 英世		"

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八戸平原土地改良区の定款の変更を平成二十六年六月五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十六年六月二十三日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭